

【協議事項】西岡本7丁目地域「ヘルマンバス」の車両変更について

1. 趣旨

東灘区西岡本7丁目地域では、住宅地と駅を連絡する自治会バスが運行していたが、平成29年10月に運行が終了した。地域の高齢化が進んでいる中、日中の公共交通による移動手段がなく、通院や買い物などの日常生活の足として、地域に密着した持続可能な交通の確保が課題となっていた。

こうしたことから、西岡本7丁目地域の住民による検討組織（西岡本7丁目コミュニティバスを走らせる会）が立ち上がり、令和3年度より、神戸市の地域コミュニティ交通支援制度を活用した取り組みを開始、東京・日本交通株式会社が公募により事業者となり、令和5年1月より試験運行、令和5年10月から道路運送法第4条の許可を得て、本格運行として運行している。

このたび、令和7年4月より、車両を変更して運行、また、日曜祝日の利用が少ないため、令和7年4月～9月まで、運行日を日祝運休に変更する予定である。

2. 主な経緯（参考）

平成29年9月	自治会バス運行終了
平成30年4月	神戸市バス31系統運行開始（平日7時台1便、18時台1便）
令和2年10月	出前トーク実施（地域コミュニティ交通支援制度）
令和3年9月	「西岡本7丁目コミュニティバスを走らせる会」発足
令和3年12月	地域住民に対するアンケート調査実施
令和4年7月	東京・日本交通株式会社を運行事業者に決定
令和5年1月～9月	試験運行の実施
令和5年10月～	本格運行の実施
令和7年4月～	車両変更（エスクワイア乗客6名→JPNタクシー乗客4名）
令和7年4月～9月	日祝運休

3. 協議事項

（1）事業概要

運行主体	西岡本7丁目コミュニティバスを走らせる会
運行事業者	東京・日本交通株式会社
運行態様	一般乗合旅客自動車運送事業（路線定期運行）
運行車両	JPNタクシー車両（乗客定員4名） 車幅1.69m、車長4.40m、車両総重量1.4t
車両数	併用車両3台、予備車両30台（乗用事業と併用）
営業所	兵庫県神戸市東灘区御影塚町2-28-20
自動車車庫	営業所に併設
運行系統	路線定期型 1系統 始点東公園→野寄会館→本山駅前→野寄会館→終点東公園（7.1km）
運行時刻・本数	始発9時00分、終発17時30分・18便 ※平日・土曜日のみ（日曜・祝日をのぞく）
停留所	10箇所
運賃（協議運賃）	大人220円、小人110円、回数券22枚綴2,200円 ※敬老パス適用時 110円、福祉パス適用時 無賃 ※ICカード（PITAPA・ICOCA等）は利用不可



バス停	9時台		10時台		11時台		12時台		13時台		14時台		15時台		16時台		17時台	
①東公園	00	30	00	30	00	30	00	30	00	30	00	30	00	30	00	30	00	30
②中公園	01	31	01	31	01	31	01	31	01	31	01	31	01	31	01	31	01	31
⑩岡本プレミアム前	03	33	03	33	03	33	03	33	03	33	03	33	03	33	03	33	03	33
③カトレア	04	34	04	34	04	34	04	34	04	34	04	34	04	34	04	34	04	34
④西岡本7丁目	05	35	05	35	05	35	05	35	05	35	05	35	05	35	05	35	05	35
⑤西岡本6丁目	07	37	07	37	07	37	07	37	07	37	07	37	07	37	07	37	07	37
⑥野寄会館	10	40	10	40	10	40	10	40	10	40	10	40	10	40	10	40	10	40
⑦いかり岡本店前	13	43	13	43	13	43	13	43	13	43	13	43	13	43	13	43	13	43
⑧本山駅前	15	45	15	45	15	45	15	45	15	45	15	45	15	45	15	45	15	45
⑧本山駅前	18	48	18	48	18	48	18	48	18	48	18	48	18	48	18	48	18	48
⑦いかり岡本店前	20	50	20	50	20	50	20	50	20	50	20	50	20	50	20	50	20	50
⑥野寄会館	23	53	23	53	23	53	23	53	23	53	23	53	23	53	23	53	23	53
⑤西岡本6丁目	26	56	26	56	26	56	26	56	26	56	26	56	26	56	26	56	26	56
⑨西公園北	28	58	28	58	28	58	28	58	28	58	28	58	28	58	28	58	28	58
①東公園	30	60	30	60	30	60	30	60	30	60	30	60	30	60	30	60	30	60

※最終便（本山駅前 17:48 発）は「①東公園」以降「④西岡本7丁目」まで運行

ヘルマンバスの運行内容（運行系統・停留所・時刻表）

（2）移動円滑化基準の適用除外について

- 西岡本7丁目地域においては道路幅員が狭く、小型バス(車幅約2m)でも運行が困難な箇所が多いため、狭隘な地域の道路が通行可能なJPNタクシー車両(車幅約1.69m)で運行することとした。
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律により、原則、乗合事業で新たに使用する車両は、移動円滑化基準（乗降口の幅や床面の高さ、車いすスペースの確保等）に適合しなければならないが、「移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領第3(4)」において、「車両総重量5t以下であって乗車定員が23人以下の自動車」で、運行地域の自治体及び住民の合意がなされていることを条件に、基準適用除外の認定を受けることができるとされている。なお、座席の余裕がある場合は、JPNタクシー車両に乗車可能な車椅子での利用は可能となる。
- 西岡本7丁目地域のヘルマンバスについて、基準適用除外の認定を受けるため、地域公共交通会議において、関係者の合意を求めるものである。